

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月29日
【会社名】	株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション
【英訳名】	GS Yuasa Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 依田 誠
【最高財務責任者の役職氏名】	-
【本店の所在の場所】	京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地
【縦覧に供する場所】	株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション 東京本社 (東京都港区芝公園二丁目11番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社、株式会社ジーエス・ユアサ コーポレーション代表取締役社長である依田誠は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しています。当社は、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準」及び「同実施基準」に準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、事業年度末日である平成23年3月31日を基準日として、内部統制の評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価に当たっては、わが国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しています。

当社は、当該基準をもとに策定した「内部統制報告制度対応 2010年度基本計画」（平成22年3月23日常務会承認）に基づき、全社的な内部統制の整備及び運用状況を評価し、当該評価結果を踏まえ、評価対象となる内部統制の範囲内にある業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、当該統制上の要点について内部統制の基本的要素が機能しているかを評価しました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲としては、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮の上、合理的に決定しました。重要な事業拠点、当連結会計年度の業績予想も考慮した上で、各事業拠点の前連結会計年度の売上高の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点としました。選定した重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目は、売上高、売掛金、棚卸資産であります。また、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい特定の取引又は事象についても個別に評価対象としました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、平成23年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。